

防整施第21856号
令和5年10月20日
一部改正 防整施第14904号
令和6年6月26日

大臣官房長 殿
各地方防衛局長

整備計画局長
(公印省略)

建設工事等の契約における電子契約の実施について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、建設工事及び建設コンサルタント業務等の契約における電子契約の実施について（防整施第5291号。令和4年3月25日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、
統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、
防衛監察監、防衛装備庁長官

建設工事等における電子契約の実施について

（目的）

- 1 従来の紙による契約の一連の手続と制度的に同じことをインターネットを介して実施することで、場所や時間の制約を最小限として契約から請求までの業務が電子的に実現し、暗号化技術及び電子認証技術を用いインターネット利用における安全な電子契約の効率的な実施を実現することを可能とするため、電子契約の実施について必要な事項を定める。

（用語の定義）

- 2 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。

（2） 電子契約システム

建設工事等における契約締結から支払請求までの一連の手続を受発注者間で電子的に実施するためにデジタル庁が整備・運用等を担う政府共通システムをいう。

（3） 電子契約

契約の一連の手続を電子契約システムで行うことをいう。

（電子契約対象案件）

- 3 電子契約対象案件は、原則として、内部部局、地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所が発注する全ての建設工事等とする。

（入札公告等に係る周知）

- 4 電子契約対象案件の入札公告又は手続開始の公示を行う際には、電子契約対象案件である旨を受注希望企業に明示するため、入札公告又は手続開始の公示に次のとおり記載するものとする。

なお、落札者から紙契約方式への変更について届出がある場合は、紙契約方式変更届（別紙様式）の提出を求めるものとする。

工事（業務）概要への追記

(○)本工事（業務）は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事（業務）である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

（電子契約システムへの登録書類）

- 5 建設工事請負契約書について（防整施（事）第423号。令和5年12月26日）、設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28.3.31）及び事業監理業務委託契約書について（防整施第6935号。28.3.31）で定める契約書の条項に基づく契約関係書類は、原則電子契約システムへ登録するものとする。ただし、契約担当官等が必要と認める場合にはこの限りではない。

別紙様式

年 月 日

紙契約方式変更届

1. 工事名（業務の名称）

2. 電子契約システムでの契約ができない理由

標記案件について、上記理由により電子契約システムを利用できないため、紙契約に変更させていただきたく届出いたします。

（契約担当官等の官職氏名） 殿

住 所
商号または名称
役 職
氏 名
電 話 番 号